

2024年3月1日
学校法人 鎮西学院

学校法人 鎮西学院は、同僚へのハラスメント行為を行った大学職員に対し、懲戒処分を行ったので、以下の通り、お知らせします。

被処分者 鎮西学院大学 教授（50歳代、男性）
処分年月日 2023年10月27日
処分内容 出勤停止3か月（就業規則第58条③）、降格（准教授）（就業規則第58条⑤）
処分事由 就業規則第18条、同規則第59条（懲戒事由）に該当する職員へのパワーハラスメント行為

再発防止について

被処分者のアンガーマネジメント研修受講を命令するとともに、対人コミュニケーションの改善に向けた取り組みを継続的に支援するとともに、全教職員への継続的なSD研修を通してハラスメント再発防止に努めます。

付記

本件に関する行為の詳細や被害者に関する情報については、被害者のプライバシーを侵害したり、被害者に対して二次被害を与えるおそれがあることなどから、公表を差し控えます。

学校法人鎮西学院では、ハラスメント防止の取り組みを推進してきましたが、このたびの事態を重く受け止め、今後このようなことが起こらないよう、職員に対して一層の啓発意識を図るとともに、再発防止、信頼の回復に努めて参ります。